

第45号議案「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」の概要

総務委員会資料
令和4年6月27日
総務部 税務課

項目	内容	施行日	該当条文																																																																																											
<p>(1)住宅ローン控除の見直し</p>	<p>個人住民税に係る住宅ローン控除の適用期限を4年延長する。また、個人住民税の控除限度額について、課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)から5%(最高9.75万円)に戻す。</p>	<p>【住宅ローン控除の仕組み】 住宅ローン控除額のうち、所得税額から控除しきれなかった額を、個人住民税の控除限度額の範囲内で、翌年度分の個人住民税額から控除する仕組み。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現行】</p> <p>【所要条件】合計所得金額3,000万円以下 【床面積要件】50㎡以上 ※床面積40㎡以上について、合計所得金額1,000万円以下の者のみ適用 【適用期限】令和3年12月31日入居分まで 【借入限度額】2,000~5,000万円 ※新築の長期優良住宅 5,000万円 新築の一般住宅 4,000万円 など 【控除率】住宅ローンの年末残高の1% 【控除限度額】所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円) 【控除期間】10年間 ※特例により13年間とする措置あり</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【改正後】</p> <p>【所要条件】合計所得金額2,000万円以下に引下げ 【床面積要件】50㎡以上 ※床面積40㎡以上について、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅を取得した合計所得金額1,000万円以下の者のみ適用 【適用期限】令和7年12月31日入居分まで 【借入限度額】住宅の環境性能に応じて2,000~5,000万円 ※令和5年まで入居の場合 新築の長期優良住宅 5,000万円 新築のZEH水準省エネ住宅 4,500万円 新築の一般住宅 3,000万円 など 【控除率】0.7%に引下げ 【控除限度額】5%(最高9.75万円)に戻す ※消費税引上げに伴う需要平準化対策の終了による 【控除期間】新築の認定住宅等13年間、既存住宅10年間</p> </div> </div>	<p>令和5年1月1日</p> <p>【付則】第3条の5の2</p>																																																																																											
<p>(2)上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致</p>	<p>所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できた上場株式等の配当所得等について、その課税方式を一致させる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【参考】所得税・個人住民税の税率構造</p> <p>所得税(復興特別所得税を除く.)</p> <p>個人住民税</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現行】</p> <p>上場株式等に係る配当所得等について①申告不要方式、②総合課税方式、③申告分離課税方式の3つの課税方式がある。</p> <p>納税義務者が「所得税の確定申告」および「個人住民税の申告」をそれぞれ行うことにより、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能。</p> </div> </div>	<p>令和6年1月1日</p> <p>【本則】第15条、第20条の2、【付則】第7条、付則第14条の2、付則第14条の3</p>																																																																																												
<p>(3)扶養親族等申告書の記載事項の整備</p>	<p>配偶者控除等の適用判定にあたり、配偶者等の合計所得金額を用いることとされている。個人住民税において、この合計所得金額に含めないとされる退職手当等を把握するため、扶養親族等申告書の記載事項に、退職手当等を有する一定の配偶者・扶養親族の氏名を追加する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【参考】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者特別控除</th> <th colspan="6">控除を受ける納税者本人の合計所得金額 (万円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">900以下</th> <th colspan="2">900超950以下</th> <th colspan="2">950超1,000以下</th> </tr> <tr> <th></th> <th>個人住民税</th> <th>所得税</th> <th>個人住民税</th> <th>所得税</th> <th>個人住民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td>48超 95以下</td> <td>33</td> <td>38</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>11</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td></td> <td>95超 100以下</td> <td>33</td> <td>36</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100超 105以下</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td></td> <td>105超 110以下</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>110超 115以下</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>115超 120以下</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>120超 125以下</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>125超 130以下</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>130超 133以下</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現行】</p> <p>配偶者控除、配偶者特別控除および扶養控除の適用判定にあたり、配偶者等の合計所得金額を用いることとされている。</p> <p>個人住民税…合計所得金額に退職手当等を含めない。 所得税…合計所得金額に退職手当等を含める。</p> <p>⇒所得税法上は配偶者控除等の対象とならない者であっても、地方税法上は当該控除の対象となる場合がある。</p> </div> </div>	配偶者特別控除	控除を受ける納税者本人の合計所得金額 (万円)						900以下		900超950以下		950超1,000以下			個人住民税	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税	所得税	配偶者の合計所得金額	48超 95以下	33	38	22	26	11	13		95超 100以下	33	36	22	24	11	12		100超 105以下	31	31	21	21	11	11		105超 110以下	26	26	18	18	9	9		110超 115以下	21	21	14	14	7	7		115超 120以下	16	16	11	11	6	6		120超 125以下	11	11	8	8	4	4		125超 130以下	6	6	4	4	2	2		130超 133以下	3	3	2	2	1	1	<p>令和5年1月1日</p> <p>【本則】第24条の2、第24条の3</p>
配偶者特別控除	控除を受ける納税者本人の合計所得金額 (万円)																																																																																													
	900以下		900超950以下		950超1,000以下																																																																																									
	個人住民税	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税	所得税																																																																																								
配偶者の合計所得金額	48超 95以下	33	38	22	26	11	13																																																																																							
	95超 100以下	33	36	22	24	11	12																																																																																							
	100超 105以下	31	31	21	21	11	11																																																																																							
	105超 110以下	26	26	18	18	9	9																																																																																							
	110超 115以下	21	21	14	14	7	7																																																																																							
	115超 120以下	16	16	11	11	6	6																																																																																							
	120超 125以下	11	11	8	8	4	4																																																																																							
	125超 130以下	6	6	4	4	2	2																																																																																							
	130超 133以下	3	3	2	2	1	1																																																																																							

第45号議案「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第48号</p>	<p>○品川区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第48号</p>
<p>(所得割の課税標準)</p>	<p>(所得割の課税標準)</p>
<p>第15条 (第1項から第3項まで省略)</p>	<p>第15条 (第1項から第3項まで省略)</p>
<p><u>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p><u>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第23条第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p>
<p>(第5項省略)</p>	<p>(第5項省略)</p>
<p><u>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p><u>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区</u></p>

改正後	改正前
<p>(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合または同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、または当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分</u>の個人の都民税もしくは区民税に充当し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(区民税の申告等)</p>	<p><u>長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第23条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合または同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、または当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分</u>の個人の都民税もしくは区民税に充当し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(区民税の申告等)</p>

改正後	改正前
<p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）</u>で控除対象配偶者に該当しないもの）に係るものを除く。）もしくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>（第2項から第8項まで省略）</p> <p>（区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると</p>	<p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u>に係るものを除く。）もしくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>（第2項から第8項まで省略）</p> <p>（区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると</p>

改正後	改正前
<p>ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名または名称</p> <p><u>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</u></p> <p><u>(3) 扶養親族の氏名</u></p> <p><u>(4) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>(区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払</u></p>	<p>ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名または名称</p> <p><u>(2) 扶養親族の氏名</u></p> <p><u>(3) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>(区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、<u>扶養親族(控除対象扶養親族を除く。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))</u>で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>者を経由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p><u>(2) 特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>(3) 扶養親族の氏名</u></p> <p><u>(4) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務)</p>	<p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p><u>(2) 扶養親族の氏名</u></p> <p><u>(3) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務)</p>
<p>第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、施行規則第5号の8様式または施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、およびその納入金を納入しなければならない。</p>	<p>第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、施行規則第5号の8様式または施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、およびその納入金を納入しなければならない。</p>
<p>付 則</p> <p>(区民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>	<p>付 則</p> <p>(区民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>
<p>第3条の5の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条および第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>第3条の5の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条および第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第7条 (第1項省略)</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年</u></p>	<p>第7条 (第1項省略)</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該</u></p>

改正後	改正前
<p><u>分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p> <p>(第3項省略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>または第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等および特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に</u></p>	<p><u>特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第15条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項および第2項ならびに第18条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>第15条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>第15条第4項第1号に掲げる申告書および同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。</u></p> <p>(第3項省略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8または第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等および特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月</u></p>

改正後	改正前
<p><u>係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>(第5項省略)</p> <p>(条約適用利子等および条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 (第1項から第3項まで省略)</p>	<p><u>1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第23条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(第5項省略)</p> <p>(条約適用利子等および条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 (第1項から第3項まで省略)</p>
<p><u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p><u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第23条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げ</u></p>

改正後	改正前
<p>(第5項省略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「または同条第6項」とあるのは「もしくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る</u>同条第4項に規定する<u>確定申告書にこの項</u>の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定および法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、または第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p><u>る申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(第5項省略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「または同条第6項」とあるのは「もしくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分</u>の同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書にこの項</u>の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 <u>(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)</u>であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定および法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、または第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第19条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第15条第4項および第6項、第20条の2第1項および第2項ならびに第23条第1項ただし書の改正規定、付則第7条第2項、第14条の2第4項ならびに第14条の3第4項および第6項の改正規定、次条第3項の規定ならびに付則第3条の規定（品川区特別区税条例の一部を改正する条例（令和3年品川区条例第20号）付則第2条の改正規定に限る。）は、令和6年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第2条 改正後の品川区特別区税条例（以下この項および次項において「新条例」という。）第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第24条の2第1項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の品川区特別区税条例（次項において「旧条例」という。）第24条の2第1項に規定する給与について提出した同項および同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 前条ただし書に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和5年度分</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>までの特別区民税については、なお従前の例による。</u> <u>(品川区特別区税条例の一部を改正する条例)</u> <u>第3条 品川区特別区税条例の一部を改正する条例（令和3年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第24条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者または」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。</u> <u>付則第2条中「の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分」を「第10条第2項、第14条第1号および第24条の3第1項の規定」に改める。</u></p>	